

障がい者（児）等の入院中の介護ニーズに応じた十分なサービスの提供を求める意見書

障がい保健福祉施策については、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法等に基づき、さまざまな障がい福祉サービスの提供がなされてきたところである。

2012年、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とし、新たに基本理念として、法に基づく支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会での共生、社会的障壁の除去に資するものとなるよう総合的かつ計画的に行われなければならないことが掲げられている。また、障がい者等の支援に関する施策を段階的に講じるため、法律の施行後3年を目途として、障がい福祉サービスのあり方等について検討することとし、その検討に当たっては、障がい者やその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講じることを規定している。

この法改正に基づき、重度訪問介護の対象拡大などの施策が講じられ、障がい者に対する支援の充実が図られることが期待される場所であるが、その一方で、障がい者やその家族等から、早期の対応を求められている幾つかの課題がある。

その一つに、入院中の障がい者（児）の介護ニーズに応じたサービスの提供がある。障がい者（児）が入院した場合、在宅時と同等かそれ以上に濃密な介護が必要になるが、医療機関においては、障がい者（児）の介護ニーズに十分対応できていない。このため、当事者または家族から、身体的にも、経済的にも大きな負担がかかっていることについて早期の改善要望がある。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の理念に基づき、こうした課題についての的確に対応していく必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、入院中の障がい者（児）の置かれている現状を真摯に受けとめ、下記の措置を講じ、医療機関において、障がい者（児）の介護ニーズに応じた十分なサービスが提供できる仕組みを構築するよう強く要請する。

記

- 1 入院中の重度障がい者（児）の看護の状況について調査を実施し、病院内における看護の実態の把握に努め、医療機関において重度障がい者（児）の介護ニーズに応じた十分な看護が提供されるよう速やかに対策を講じること。
- 2 院内看護で不足する部分については、必要に応じて障がい福祉サービスを利用できるように制度整備を図り、財政措置を講じるとともに、看護師が行う「看護」

と介護福祉士・ヘルパー等が行う「介護」との関係について、整理・調整を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月30日

三鷹市議会議長 後藤 貴光